【資料４】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 9 月 18 日
第 11 回条例検討会資料

条例（たたき案）について

名称：障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例

略称：共に生きる新潟市づくり条例

第１章　総則
第２章　障がい等を理由とした差別の解消
第１節　不当な差別的行為の禁止等
第２節　障がい等を理由とした差別の未然防止策
第３節　障がい等を理由とした差別の事後対応策
第３章　障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

第１章　総則

（条例の目的）

第１条　この条例は、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めるための施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会を実現することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによります。

（１）障がい　身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいをいいます。

（２）障がいのある人　障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

（３）社会的障壁　障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

（４）差別　不当な差別的行為を行うこと又は合理的配慮の不提供をいいます。

（５）不当な差別的行為　正当な理由なしに、障がい又は障がいに関連する事由（以下「障がい等」という。）を理由として、障がいのある人を区別し、排除し、若しくは制限すること、又はその人に条件を付けることその他の異なる行為をいいます。

（６）合理的配慮　障がいのある人が障がいのない人と同じ事をする場合であって、障がいのある人からの求めがあるときは、その実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて、その障がいのある人の人権を尊重して、その状況に応じた変更、調整等を行うことをいいます。

（７）事業者　市内で事業活動を行う全ての者をいいます。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の実施に責任を有し、障がい等を理由とした差別を解消するとともに、この条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進しなければなりません。

（市民等の責務）

第４条　市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別を解消する取組みを市と一体となって行わなければなりません。

２　障がいのある人は、その生きづらさ又は思いを積極的に自ら周囲に伝え、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、市民との交流を図らなければなりません。

３　障がいのある人は、自分とは異なる障がい及び障がいのある人について理解を深めなければなりません。

第２章　障がい等を理由とした差別の解消

第１節　不当な差別的行為の禁止等

（不当な差別的行為の禁止）

第５条　何人も、次に掲げる不当な差別的行為をしてはなりません。

（１）福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。

（２）医療を提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。

（３）商品又はサービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。

（４）労働者を雇用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

ア　労働者の募集又は採用に当たって、正当な理由なしに、障がい等を理由とし

て、応募若しくは採用を拒否すること、又はこれらに条件を付けることその他の異なる行為。

イ　賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について、正当な理由なしに、障がい等を理由として、異なる行為。

ウ　正当な理由なしに、障がい等を理由として、解雇し、又は退職を強いること

（５）教育を行う場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。

ア　障がいのある人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

イ　障がいのある人又はその保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かず、若しくは意思を最大限尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校（同法第１条に規定する学校をいう。）を決定すること。

（６）不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。

ア　正当な理由なしに、障がい等を理由として、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。

イ　正当な理由なしに、障がい等を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。

（７）不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、又は制限すること、これらに条件を付けることその他の異なる行為。

（８）情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。

ア　障がいのある人に対して情報を提供するときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、これを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。

イ　障がいのある人から情報の提供を受けるときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、これを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。

（９）前各号に掲げるもののほか、不当な差別的行為と認められるのもの。

（合理的配慮の不提供の禁止）

第６条　市は、合理的配慮の提供を拒んではなりません。

２　事業者は、合理的配慮の提供を行うよう努めなければなりません。

第２節　障がい等を理由とした差別の未然防止策

（周知啓発及び研修の実施）

第７条　市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるため、周知啓発又は研修の実施その他の必要な取組みを行うものとします。

（交流の機会の提供）

第８条　市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解及び障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深めるため、互いに交流することができる機会の提供その他の必要な取組みを行うものとします。

（障がいのある人に配慮した取組みを行う事業者の周知）

第９条　市は、障がいのある人に配慮した取組みを行う事業者及びその事業者の取組みに関する情報を、インターネットの利用その他の方法により、市民に周知するものとします。

（条例推進会議の設置等）

第１０条　市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を図ることを目的として、障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例推進会議（以下「条例推進会議」という。）を設置します。

２　条例推進会議が所掌する事務は、次に掲げるとおりとします。

（１）制度、習慣、慣行等が背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題の解決に関すること。

（２）障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別を解消するための具体的な取組みについて協議し、又はその取組みに関する情報を発信すること。

（３）障がい等を理由とした差別の解消に関する周知啓発又は研修を行い、人材育成に努めること。

３　前２項に定めるもののほか、条例推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

第３節　障がい等を理由とした差別の事後対応策

（相談）

第１１条　障がいのある人、その保護者又は関係者は、差別に関する相談事項がある場合は、市長が委託する相談機関に相談することができます。

２　相談機関は、前項の規定による相談を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとします。

（１）関係者への必要な説明及び関係者間の調整。

（２）関係行政機関又は利用できる制度の紹介。

（３）関係行政機関への相談に係る事実の通告。

（４）次条第１項に規定する助言及びあっせんの申立ての支援。

（助言又はあっせんの申立て）

第１２条　障がいのある人、その保護者又は関係者は、前条第１項の規定による相談を行い、なお調整が図られない事項がある場合は、市長に対し、その事項を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができます。ただし、その保護者又は関係者が申立てをしようとする場合で、その障がいのある人の意思に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができません。

２　前項の申立ての内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申立てをすることができません。

（１）行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分の取消し、撤回又は変更を求めるものであること。

（２）申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から３年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除きます。）。

（３）現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

（事実の調査）

第１３条　市長は、前条第１項の申立てがあったときは、その申立てに係る事実について調査を行い、又は相談機関に必要な調査を行わせることができます。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければなりません。

（助言又はあっせん）

第１４条　市長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、第１８条第１項に規定する調整委員会（以下、この条において「調整委員会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとします。

２　調整委員会は、前項の審議のために必要があると認めるときは、その審議に係る障がいのある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

３　市長は、調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると認める場合は、その助言又はあっせんに係る障がいのある人、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとします。

（勧告）

第１５条　市長は、前条第３項の助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言又はあっせんに従わないときは、これらに従うよう勧告することができます。

（事実の公表）

第１６条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができます。

（意見陳述の機会の付与）

第１７条　市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、その公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければなりません。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わなずに公表することができます。

（調整委員会の設置等）

第１８条　市は、障がい等を理由とした差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、新潟市障がいのある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置します。

２　調整委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとします。

（１）市長の諮問に応じ、障がい等を理由とした差別に係る事項の調査審議。

（２）調査結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの進言を行うこと。

３　前２項に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

第３章　障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

※第３章については、次回の検討会でお示しします。